



1. 短期の取組【R6.7～】

■ 需要量の把握

・ 新規就航・増便など、各空港における需要量が把握可能な仕組みの構築

- ①石油元売会社等の年間の燃料供給計画の策定に資するよう、空港会社等において、就航・増便等の確度の高い情報を収集・整理し、時間的余裕を持って石油元売会社等に提供。元売会社は、提供された情報を基に、航空会社からのオファーに備えてサプライチェーンの状況を確認し、対応を図る。〈空港会社等、石油元売会社等〉

→本年7月に、2024年冬期及び2025年夏期の国際線における新規就航や増便等を対象とし、各空港における航空燃料の需要量の把握調査を実施。情報を収集・整理した上で、石油元売会社等に対して提供。
次回（第2回）の調査の結果については、本年10月中を目途に提供予定。

- ②国際線誘致を検討している地方自治体や空港会社等が、航空燃料の供給不足について調整が難航した場合などの一元的な相談窓口を設置。〈国交省、エネ庁〉

→本年7月に国土交通省及び資源エネルギー庁に設置。（9月18日時点で、54件の相談件数）

■ 供給力の確保

・ 空港への直接輸入の実施 〈空港会社等、石油元売会社等〉

- 商社や石油元売会社が空港会社等と連携して航空燃料を輸入し、空港の給油タンクに直接搬入する。
7月に成田空港向けに第1船入港によりアジア便300便相当の供給力確保。

→本年7月以降、成田空港において、商社等との連携により輸入燃料の直接受入れを実施。7月には第1船入港により約5,000klの燃料を受け入れ、アジア便約300便相当の供給力を確保。また、新たな輸入燃料の直接受入れについて調整中。

1. 短期の取組【R6.7～】

■ 供給力の確保

・ 製油所におけるエネルギー供給構造高度化法の特例的な運用に基づく生産能力の変更 <エネ庁>

- 人手不足等により長期化している製油所の定期修繕時に、他製油所で必要分を増産（生産能力の特例的な変更）することで、アジア便140便/週相当のジェット燃料の生産を実現。

→本年7月から9月までの期間で実施し、定期修繕期間中も予定通り140便/週相当のジェット燃料の安定的な生産を実現。

■ 輸送体制の強化

・ 製油所から空港へのローリー直送の増加 <石油元売会社>

- 予備車、乗務員について、運送会社との極めて精力的な調整により、月15,000kl相当（アジア便150便/週相当）の地方空港向けのローリーの配送力を確保。

→石油元売会社による運送会社との調整により、製油所・油槽所から空港へのローリー増車や配送回数増加を図り、地方50空港程度に対し、週120便程度、チャーター便200便以上の増便を実現。

1. 短期の取組【R6.7～】

■ 輸送体制の強化

・ 内航船への転用等による輸送力強化 <石油元売会社、内航海運業者>

- 既存の船舶を活用した積荷・運送計画等の変更や、外航船の日本籍内航船への転用などにより、輸送力を強化。具体的には、年内に外航船内転2隻、新造就航1隻による輸送量強化。

→石油元売会社及び内航海運業者の連携の下、外航船1隻が内転し運航を開始したほか、引き続き外航船1隻の内転及び新造船1隻の就航に向けて準備中。また、既存船舶を最大限活用し、1航海あたり輸送量を最大化する取組も実施中。

・ 給油作業員の確保に向けた取組 <給油事業者、国交省>

- 給油事業者において、人材の確保・育成の取組を強化。国も、空港ごとの合同説明会の開催、教育訓練等の取組、空港業務人材の処遇改善に要する経費等の一部を補助。

→本行動計画を受け、本年7月末より、空港業務体制強化支援事業の公募を、給油関係事業者向けに実施。

2. 中長期の取組【R7年度以降を見据えた取組】

■ 供給力の確保・輸送体制の強化

→石油元売会社や給油事業者等の関係事業者からのヒアリングも踏まえ、必要な対応策を検討の上、R7予算要求に加え、秋に予定されている経済対策での対応なども検討。